

立川市職員育児休業等条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月18日

提出者 立川市長 酒井大史

理由

立川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（令和元年立川市条例第43号）の改正による。

立川市職員育児休業等条例の一部を改正する条例

立川市職員育児休業等条例（平成4年立川市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(部分休業の承認)</p> <p>第7条 ……略……</p> <p>2 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該職員について1日につき定められた勤務時間から5時間30分を減じた時間（当該職員が勤務時間条例第22条の規定により定める育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間から当該承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内で行うものとする。</p>	<p>(部分休業の承認)</p> <p>第7条 ……略……</p> <p>2 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該職員について1日につき定められた勤務時間から5時間30分を減じた時間（当該職員が勤務時間条例第19条の規定により定める育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間から当該承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内で行うものとする。</p>

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。